

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例施行規則

平成 26 年 2 月 28 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 133 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(調査等に係る証明書)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(命令書の記載事項)

第 4 条 条例第 8 条第 4 項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 行うべき改善措置の内容
- (2) 命令の年月日及び履行期限
- (3) 命令を行う理由

(経済的支援)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の規定による経済的支援は、堆積者に対し、堆積物の処分、悪臭の除去又は害虫の駆除に係る役務の提供その他市長が必要と認める支援をすることにより行うものとする。

(施行の細目)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

様式(第3条関係)

<p>第 号</p> <p>調査等職員証</p>  <p>写真</p> <p>大阪市 氏 名</p> <p>年 月 日生</p>	<p>この証明書を携帯する者は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例第6条第1項の規定により調査等を行う者である。</p> <p>発行 平成 年 月 日 (有効期間1年)</p> <p>大阪市長 </p>
---	--

備考

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦8センチメートル、横12センチメートルとする。